

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は7名でございます。定足数に達していますので、これより令和6年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会をいたします。</p> <p>直ちに本会議を開きます。</p> <p>令和6年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ管理者及び関係職員におかれましては、何かとご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。</p> <p>今年の元日に発生した能登半島地震におきましては、多くの尊い命が奪われ、また、甚大な被害が発生しました。犠牲になられた皆様にはお悔やみを、被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。</p> <p>これから被災地における災害ごみの処理が本格化するなど、災害時等におけるごみ処理は復興において大きな懸案事項の一つであり、我々にとっても他人事で済まされる問題ではありません。管理者以下職員の皆様におかれましては、引き続き安全で安定した環境の森センター・きづがわの運転管理を継続していただきますとともに、議員の皆様方におかれましても、それぞれの議会も控える中、日々の体調管理にご留意をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日は、3人による一般質問、並びに提案されている議案は、木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算、木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正の4件でございます。</p> <p>なお、これまで同様、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染防止の観点からも長時間にならないよう、スムーズな議会運営にて慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>改めまして皆様、おはようございます。管理者の谷口でございます。それでは、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和6年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことにこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>先ほど議長からも言及がありましたが、まずは去る1月1日に発生した能登半島地震におきましてお亡くなりになられた皆様にはお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災されました地域の一日も早い復旧復興を願っております。</p> <p>さて、環境の森センター・きづがわの運転管理に関しまして、昨年12月28日から1月18日の間に2炉とも運転を停止し、クレーン、排ガス処理設備、電気設備などの定期点検を行い、現在は2炉連続運転による焼却処理を行っております。</p> <p>また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や調査会社に委託している法定測定は、法定基準値はもとより、独自に定めている管理目標値につきましても満足する結果となっております。引き続き施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>さて、本日ご提案させていただく議案につきましては、先ほどもありました木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、次に木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、及び令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算についての3件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状のご報告を申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、大角久典議員と7番、松田孝枝議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月14日の1日間といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>日程第3「一般質問」を行います。 一般質問される方は3人です。発言時間は答弁を含めて30分までといたします。 それでは、1番、宮嶋良造さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>おはようございます。木津川市の宮嶋良造です。 市民、町民の協力でごみ投入量をどう減らすかと題して、管理者に問います。 家庭系可燃ごみの減量を進めることは、構成市町の課題であります が、当施設組合からも、ごみ投入量等の現状と課題を市民、町民にア ピールすることが必要ではないかと考えます。そのために、家庭系可 燃ごみの投入量や処理費用から課題を見てみます。 また、事業系一般廃棄物の投入量は微増ではありますが、事業系一 般廃棄物も投入量を増やさない取組が必要ではないかと考えます。ご みの減量にとって大事なことは、構成市町が行うごみの組成調査によ る分析を市民と共有し、使えるものをごみにしない。その上で分別を きちんと行い、資源として活用することが大事であります。 そこで、当施設から見て、運び込まれる家庭系可燃ごみはどのよう な内容で、課題は何でしょうか。減量を進めるにはどうすればよいと 考えていますか。また、燃焼効率を高めるためには何が必要でしょう か、お伺いいたします。 当施設の稼働以降のごみ投入量は、議長の許可を得て配付いただき ました資料のとおりです。新型コロナウイルスの影響もあり、増加傾向で あった投入量は、2022年度、前年度より減少しました。処理費用 から見ると、瑕疵担保期間が終わったこともあり、2022年度は処 理費用が大きく増えました。今後の処理費用はどのように推移すると 見込んでおられますか、お答えください。 ごみ投入量が減れば、処理費用も抑えることができるのではないで しょうか。そのことを市民にアピールすべきではないでしょうか。 事業系一般廃棄物のうち、燃焼効率に課題があるのはどのような廃 棄物ですか。 草木類の燃焼効率を高める方策は何かお考えですか、お答えくださ い。 以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。 1点目について、本施設へ持ち込まれる家庭系可燃ごみの内容は、 構成市町が独自に実施されているごみ組成調査の結果を参考にするの が最も適切ではないかと考えております。本施設におきましても、年</p>

谷口管理者
つづき

4回のごみ質分析を行っておりますが、我々が調査するごみピット内のごみは、構成市町が調査される家庭系可燃ごみに加え、本施設へ直接搬入される庭木等の剪定枝や畳、区域内で発生する草木等を含む事業系一般廃棄物が混在しておりますので、家庭系可燃ごみのみを抽出した調査ではなく、その結果は市町が実施するごみ組成調査とは異なる傾向にあるものと考えられます。

そこで、構成市町の状況についてそれぞれ確認いたしましたところ、調査及び集計方法については市町により若干違いがありますが、木津川市については、令和4年度調査の重量比で厨芥類が36.2%、紙類が30.4%、プラスチック類が11.6%、繊維類が6.7%、草木・木片類が4.8%、ガラス・金属類が1.3%、ゴム・皮革類が0.9%、その他が8.1%でした。精華町については、平成29年度調査の重量比で厨芥類が44.6%、資源化対象が15.1%、剪定枝等が1.5%、その他のごみが38.8%という結果でございました。

なお、構成市町におかれましては、それらの調査結果の公表や分析等も踏まえ、それぞれごみの分別や減量施策の推進に努められているものと考えております。

また、本施設における焼却効率を高めることにつきましては、ごみピット内における攪拌作業によるごみ質の均一化、常時監視による炉室内の燃焼状況に応じた適切な運転指示等により安定かつ効率的な運転管理に努めることが必要であると考えております。

2点目について、今後の処理費用でございますが、令和4年度から、ごみ処理経費の大きな部分を占める施設の維持管理等につきまして、年間を通じた委託業務としていることから、令和4年度の決算状況が一つの目安になるものと考えています。

そして、直近で申し上げますと、各年度に必要な維持管理項目等の関係で、令和5年度はその維持管理費用が大きく減少することから、単年度としては大きく減少いたしますが、令和6年度以降につきましては令和4年度よりも増額となるとともに、昨今の人件費や物価上昇等の影響なども含め、増加するものと見込んでおります。

なお、各年度の処理経費としては年度間での増減が発生するものの、施設の老朽化等に伴う大規模な修繕や改修等が必要となるまでの間は、総体的に申し上げますと大幅な処理費用の変動というのは少ないのではないかと考えているところでございます。

3点目について、本施設の焼却炉を稼働する場合は、一定量のごみを継続的に投入して連続運転することで安定した燃焼や安全な焼却、排ガス処理につながるものと考えております。そのため、ごみの受入れ量が減少いたしますと、単に焼却量を減らして連続運転を続けるということではなく、現状であれば2炉運転期間としているところ、1炉運転にして焼却量を調整するといった運転計画の変更などが考えられ、その変更に伴う薬品等の使用や焼却灰の搬出等の軽減等が予測されます。

ただ一方では、本施設は熱回収により発電した電力の施設内利用及

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>び余剰電力の売電を行っていることから、1炉運転による発電量の低下に伴い、受電による電気料金の増加や余剰電力売電量の減少なども想定されるところであります。</p> <p>したがいまして、本施設としては、構成市町の施策等により適正に排出された量のごみを効率的で安全かつ安定的に処理することを念頭にした運転管理に努めておりますので、現時点におきましては、ご質問いただきました内容に基づく積極的なアピールではなく、構成市町が実施する施策に協力していくものと考えております。</p> <p>4点目について、事業系一般廃棄物の中で燃焼効率に課題があるものを特定して申し上げるよりも、一般廃棄物として本施設へ持ち込まれるごみの中で特に水分を多く含んだ状態のものや、攪拌しても一定の固形状のものなどは助燃等の作業を十分に行わないと未燃物として排出される可能性がございます。例えば草木類などがそのような状態になっていることが多く、安全かつ効率的な運転管理のためにも、除草後の草等の搬入の際は十分な乾燥を、また、剪定枝等につきましては、できるだけ細かく短く裁断していただくようお願いするとともに、受入れ後のごみピット内におきまして十分な攪拌作業に努めているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>それでは、再質問させていただきます。</p> <p>今答弁にもありましたように、木津川市、精華町それぞれが組成調査を行っておるわけですけれども、1つ最初に確認をしておきたいんですが、先ほどの答弁の中で木津川市の令和4年度の組成調査、紙類が30.何と言われましたでしょうか。30.4%と言われましたでしょうか。ちょっと私が調べた木津川市の「MOTTAINAI便り」では、令和3年度も令和4年度も紙類等は37%と記録されていたように思うんですが、その点、まず最初に確認をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問につきましてご答弁申し上げます。</p> <p>私どもで木津川市のほうから、令和4年度の可燃ごみの組成分析調査報告書を頂戴いたしました。その報告書によりますと、令和4年度の調査結果によりますと、紙類につきましては30.4%、こういう形の調査結果になっております。ただ、「MOTTAINAI便り」なんかを通じて、いろいろと市民に広報される際には少しもしかした</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ら細かな調査結果を一定集約されて出されたりというようなことがあったやも分かりませんので、私どもとしてはこの組成調査の細かな表、これに基づいて出ている紙類という数値につきまして30.4%と確認をさせていただいております。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>じゃ、それはまた確認するとします。 それで、組成調査を行った結果、生ごみでは食べられずにそのまま食品が捨てられる、また、食べ残しが多くあるとしております。精華町の場合、先ほどありました2017年12月の組成調査でしょうか。そこでは燃やすごみの約2割が生ごみなのですが、その生ごみの半分が食品ロスというふうに言われております。 木津川市の場合、今ありましたように、紙類が3割以上ありますし、生ごみの部分でも36%ということですから、まだまだ減らせる条件はありますし、それぞれ市町では減量目標を持って取り組んでいるところでもあります。 先ほど答弁にありましたように、ここの施設は事業系の一般廃棄物も含まれて、それを攪拌して焼却することから、その部分だけで何か示すことは難しいという話でありましたけれども、その点は理解はしますが、ぜひごみ減量のアピールを当施設からもお願いをしたいと思います。 その上で、生ごみは水分が多いと。燃焼効率が悪いというふうに思いますが、水分量の違いで燃焼効率というのはどれほど違うというふうな、これは経験則なんでしょうか、それとも実際に進められておられることでしょうか。ちょっとそのあたりが分かるようなものがあればお示しをいただきたいんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまのご質問の内容で水分の関係の内容でございました。私どものほうで調査をいたしております。これはセンターで調査をいたしておりますごみの分析、この結果の中には3成分と言われるもので水分、灰分、可燃分、こういった3成分というものの調査をいたしております。 この調査結果で申し上げますと、その3成分の調査、当然年によって差はございますが、平成30年度、供用開始以降この5年の直近まで調査した結果の全部の平均という数値で申し上げますと、水分については43.78%、灰分については5.84%、可燃分については</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>50. 38%というような3成分の分析の結果は出ております。</p> <p>《谷川議員 途中入室》</p> <p>これが多いのか少ないかという分につきましては、この3成分、この結果をもってしても、我々のほうでは日々助燃をしなくても十分に焼却はできる状況にあります。ただ、ご質問でいただいたように、その日のごみ質によりまして極端に少し水分量が高い日、こういった日については中央制御室におきまして、先ほど申し上げましたように燃焼の状況、これを確認しながら、常時確認をしながら、機械の数値、そういったものが一定低下した、こういった状況を示した場合は助燃を行うという作業を行うことで燃焼効率を高めるという内容はしております。ですので、通常入ってくる、今我々がこの間受け入れてきた分につきましては、おおむねその状況のまま攪拌して通常焼却ができるという状況であるというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>今具体的なこの施設でのデータも言うていただいたわけですがけれども、生ごみの約8割が水分だと言われております。生ごみの水切りによって燃焼効率が上がり、少ないエネルギーでごみ処理ができる、日々のごみ出し、ごみ収集も楽になる、臭いが減るなどのメリットがあるとも言われております。この点はもちろん構成市町の担当課のほうでのアピールも必要だと思うんですけれども、先ほどありました一定燃焼はうまいことしているということのようなんですけれども、当施設からアピールすべきではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>水分の生ごみに限った水切りということで、それぞれ木津川市、精華町のほうでも積極的なPRをしながら、そういったことに努めていただいているということは理解をいたしております。</p> <p>当然それだけを取りますと、当然そのようなものだけを燃やした場合は効率は上がるといいますか、効率がいいものになっておるといのは間違いないことかとは思いますが、ただ、私どもにつきましては、それら分別したものは全て一旦ごみピットのほうで貯留をし、その他入ってきたものと全て攪拌をして行いますので、当然そういった状況のものを高くしていただければ、ひいては燃焼効率の上昇につながる</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>というのは間違いなことかとは思いますが、それについてはそれぞれ市町のほうで積極的に、しかも中心的に取り組んでいただいている、そういった住民さん向けの啓発活動、これに努めていただくことを我々もそれに協力して、そういったホームページあるいはそういったものは我々のほうでも市町のほうが見れるような状況、組合のほうからも市町の状況を見れるような状況、そういった工夫については努めていきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>次に、先ほどの答弁で運転の効率といいますか、そういう話があったように思います。ここの焼却炉の焼却能力、そして2炉の運転、また連続しての運転などを考えると、そういう効率というものがあるようですけれども、私たちが考えるのはやはりごみの減量に努めるということなんですけれども、減量を進めれば、ごみを減らせば処理費用が減る。単純にはそうならないのかも分かんけれども、どれだけのごみを減らせば幾ら費用が減るのかというようなことについてはお考えいただいているのでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>運転費用につきましては、先ほど管理者からのご答弁にもございましたように、今議員からご質問あったように、ごみが減って、ここの稼働の分が減れば、その分、当然物理的に使うものが減りますので、そういった部分での経費の削減というのは考えられるものかと思っております。</p> <p>私どもの運転の内容といたしましては、1炉運転している場合、そこに入れるごみの量を少なくなったから調整するというのではなくて、1炉を運転すればその1炉が24時間安定して連続して運転ができるように、一定のごみを入れてしっかりと燃焼させるということが、そういった排ガスの基準の関係でございますとか、そういったものにもいわゆる安定した安全なごみ処理というものにつながると考えております。ですので、我々のほうで単純に減らしてそういったものを削減するとなりますと、1炉を休炉して、ごみの焼却量を減らすというのが一番効率的で安全かつ安定な運転管理ではないかというふうに考えてございます。</p> <p>その際は、先ほど管理者からこれもご答弁にありましたように、私ども1炉を休炉いたしますと、そこに使う燃料、それから薬剤、そういったものは当然使わなくて済みますのでその分の経費の削減という</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>のは見込めますが、一方では、我々はこの燃焼をしたことによって得られる熱によって発電をして、その生まれた電力を施設内の電力供給あるいは余剰量電の売電ということにも努めておりますので、その分は逆になくなると。</p> <p>一方でいいますと、電気については1炉運転でありますと、状況によっては受電しなければならないという日もございますので、受電をした場合は電気料金、これがかかってくると。その分の費用負担が発生するというので、いわゆるプラスとマイナスが働くということにもなりますので、一概にそれで削減が全て削減につながるということでは考えてございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>もう少し、今のところは具体的な数字的なものが欲しいというふうに思うわけですが、先ほどありましたように、私、今日作らせてもらった資料の一番右端に1トン当たりの処理費用というのを入っていますが、これは決算なんかで示されているものとは少し違いました、中心的な塵埃処理費を基に出した数字ですが、傾向は同じものでありまして、令和3年、2021年の途中から瑕疵担保期間が終わりましたので処理費用が膨らんできて、2022年、令和4年からは大きな数字で推移していますし、後で審議される新年度予算のところで見ますと、さらに増えるというふうに思われます。</p> <p>そういう意味では、処理費用を抑える、構成市町の立場からいえば分担金を少なくして済むようにするということにもなるわけですが、もしそうしようとすればやはりごみを減らすということが大事になってくるし、環境の面からも、それぞれの市町では減量目標を持っているわけです。だから、その減量目標をやり切ることと、この焼却炉を適正に稼働する、または排ガス等のそういう悪影響を与えないようにする、また、出てきた最終処分量も減らすということをするにはどういったことが必要なのか。やはりそれは基本はごみを減らすということではないかというふうに思うんですが、その点はそれで、その考えでいいということですのでよろしいですね、確認しますが。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいま議員のほうからご質問ございました内容、それは一つとして、間違った考えでは当然ないというふうに私どもも考えております。ごみの発生量が減れば焼却する量が減って、最終処分の量も当然減ってくると。これは物理的に間違いのないことですので、その分につ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>いては当然間違いのない部分であろうかと思っております。</p> <p>そういったご努力をしていただいて、我々のほうが処理を担う部分の量、これを適正に処分するに当たっては我々の運転管理、ここを考えますので、その部分で減った分で使わなくなった薬品類であるとか、消耗品類であるとか、そういった分については節約あるいは延命、こういったものも当然できますので、それは一つの考えでございますが、一方では、我々のこの施設の特性上では、先ほど言いました電力の関係、こういったものも影響してくるので、それらの総合的な影響額、これは考えなければいけないのかなと思っております。</p> <p>ご質問当初にございました少し細かな数値と、あるいはいろんな数値というふうにつきましては、申し訳ございません、あまり細かくまでは今精査できていないかと思っておりますので、ご答弁できる範囲でしかご答弁できませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>それで、それぞれの家庭では、もちろんごみを減らすということは環境の負荷を減らすということでもありますし、同時に、先ほどありましたように、ごみに出さなくてもいいようなものを有効に使う、また再資源化するという意味で、ごみの減量は大事なことなんでしょうけれども、この施設から見た場合に、市民、町民1人が、または1家庭がどれだけのごみを減らせば幾らここの費用、運転経費といいますか、そういうものが減らせるのかといったようなごみ減量の一つの、一方での見える化ですね。費用面での見える化みたいなことはできるんでしょうか。できるのであればぜひしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問のあった内容につきましては、今の段階ではそういった具体的などころの検討は、申し訳ございません、進めてはございませんので、こういった形でというふうなもので具体的にお示しはなかなかできないところでございます。</p> <p>ただ、考え方といたしましては、先ほど申し上げましたように、ごみの量の総量が減れば、我々のほうで運転する日数、これを減らすことができますので、例えばですが何日減らすことによって、1日分のこれだけのかかる費用が減って、逆にそういうことによって増える費用が何なのかというようなことで、一つの目安は示すことはできようかと思っておりますが、現時点ではそこまでの考えは持っていないところで</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>ぜひそれを試算といいますか、そういう努力をいただいて、いろんな形でごみの減量が有効であるということを我々自身が実感するということが大事ではないかなと思います。</p> <p>残念ながら木津川市でも、令和7年度で減らす目標は今のところ達成できそうにないんですね。それはいろんな事情があった。けれども、木津川市でいえば、可燃ごみのごみ袋を有料にして、それを達成しようとしたわけですが、残念ながら今はできていないということですから、さらに市民がごみ減量、これは精華町も同じだろうと思いますが、ごみ減量に取り組むということであれば、有料ごみ袋という強制力だけではなくて、もっと自覚的に環境の面からも、また日常生活の面からも、そしてここでの費用の面からも、ごみ減量の大事さ、また必要性というものを実感していく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそのことに取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>森田議長</p>	<p>これで、宮嶋議員の一般質問を終わります。 続きまして、2番、松田孝枝さんの一般質問をお願いします。</p>
<p>松田議員</p>	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>今回、一般質問を本議会でさせていただきますのは初めてでございます。通告書も不十分なまま送らせていただきましてご迷惑をおかけしたことをまずもっておわび申し上げたいと思います。今後気をつけますのでよろしくお願いします。</p> <p>今回、一般質問をさせていただきましたのは、大きく入札契約の適正化の推進ということでお伺いさせていただきます。昨年、令和5年11月29日、この本会議におきまして、令和4年度の決算が認定されました。そこに参考資料の一部として、入札契約事案と随意契約がご報告されたわけですが、それを見させていただいて、その場で若干の質問をさせていただいたわけですが、さらなる入札契約の改善を求め、次のことをお伺いしたいと思っております。</p> <p>1つ目には、郵便入札についてお伺いします。私自身あまり経験をしていないこの郵便入札について、一つには一連の入札事務の流れについて確認をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>2つ目には、この間、国交省等も省庁合同で要請をされております電子入札の導入について、本組合としてはどのような基本的な考え方をお持ちなのか。そしてまた、今後についてはどうなのかということ</p>

<p>松田議員 つづき</p>	<p>をお伺いします。</p> <p>2点目ですが、先ほど申し上げました参考資料を見せていただきまして、指名競争入札というのが主流でございました。指名競争入札についてのその仕組み、例えば指名競争に関わる入札業者の方をどのように公募し、入札業者としてお認めになってらっしゃるのかといったことと、その理由をお伺いしたいと思います。</p> <p>3点目として、ご報告いただきました中で随意契約というのが何件かございました。随意契約の法的根拠として挙げられておりますのが地方自治法の第167条2の第1項というふうにされておりますが、この法的根拠だけをもって、本当に随意契約の透明性あるいは公平性が確保できるのかということについて若干疑問を持っております。お伺いしたいのは、本組合としての随意契約に関わる、さらなる詳細な指針のようなものが必要ではないかというふうに思うわけですが、その点についてどのようなお考えかをお伺いいたします。よろしくお願ひします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>松田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目の1つ目について、本組合において実施しております指名競争による郵便入札の事務の流れにつきましてご説明をさせていただきます。入札案件の決定後、まずは各指名業者に対し、必要項目を記載した入札通知書や、郵便入札の実施方法を記載した案内文書等を一齐に発送し、同封した入札通知書受領書を各指名業者からファックスにて返送いただくことで入札通知書の到着確認を行います。そして、質疑がある場合は、期日までに所定の様式にてファックスにより提出をいただき、指定日に組合ホームページを活用して回答し、入札書等の提出に当たっては、提出期限までに簡易書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送にて提出をいただくことにしております。なお、入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届を提出いただきます。</p> <p>開札につきましては、指定業者の中から3者の立会いを依頼し、入札辞退や、やむを得ず都合がつかない場合などは入札事務に直接関与しない組合職員を代理人とするなど、立会人の確認の下、事務担当責任者及び事務担当職員による開札作業を行い、落札者を決定しております。</p> <p>1点目の2つ目について、電子入札システムについては、条件を満たす者が容易に参加できることでの競争性の向上、また、応札者の人件費や移動に係るコストの縮減、情報や手続等の電子化による事務の効率化といった効果が見込まれることから、広く導入が進んでいるものと考えております。</p> <p>一方で、導入に当たりまして、仮に京都府のシステムを活用させて</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>いただいた場合、認証用のカードやリーダー等の機材の調達、また、使用料金の支払いといった費用負担とシステム操作の熟知や、開札作業時には複数の職員体制で実施するといった人員確保も必要となります。</p> <p>そういった状況等も総合的に鑑みまして、現時点におきましては、本組合における入札案件や実施件数も限られたものであることから、導入に向けて積極的に検討するまでには至っておりません。</p> <p>2点目について、現在、本組合において例年実施をしている主な入札業務としましては、灯油の調達、排ガスや水質に係る環境測定調査業務がございます。これらの業務につきまして、広く一般競争入札とすることは可能でございますが、現在の構成市町の指名願提出事業者などにおきまして、当該業務を受注できる事業者が一定数存在し、過去の入札結果から見ても競争性は確保できており、その業績も結果として満足していると認められることから、指名競争入札として実施しているところでございます。</p> <p>3点目について、施設の性質上、安定かつ安全な運転管理の観点から、特に薬品関係や機器類の消耗品等については、指定物品や推奨品を随意契約で購入しているところでございます。</p> <p>また、その他の契約におきましても、法令遵守により透明性や公平性を確保するため、各担当者が契約起案を作成する際、当該契約がどの法令に基づくのかをチェックするためのチェック表を作成し、決裁文書に添付して確認することで担当者による誤認や判断ミスなどを防ぐといった対策を講じているところでございまして、組合独自の随意契約に係る指針といったものを現時点で作成することはいたしておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>では、質問は個別にお伺いいたしましたけれども、郵便入札についての流れは大体今ご説明いただきましたので、理解はいたしました。</p> <p>しかしながら、例えば郵便入札を受けた後、開札日時まではどのような形で保管をされているのかといったこともちょっと疑問に思ったりもするんですが、開札時には立会人を立てて開札をしているというお話でございましたが。</p> <p>さらには電子入札については、現在、積極的には考えていないと。人員の問題であるとか、技術的な問題等あるから考えていないということでありましたが、1点目について、先ほど申し上げましたけれども、国交省と総務省のほうも、できるだけこの時節でありますから電子入札の導入に向けて努力をするようにというふうな、先ほど総務省と言いました、財務大臣です。が、各庁宛てに出している文書がございます。であるならば、こういった要請文についてどのように応えて</p>

<p>松田議員 つづき</p>	<p>いこうかというふうなご議論はなさってらっしゃるのかどうか。郵便入札でも十分だと。電子入札は考えることは要らないんやというふうにお考えなのか、国の動向に対してどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問に、ご答弁させていただきます。</p> <p>まず、ご質問の中にありました入札書の保管と申しますか、こちらに届いたものをどうしているのかと、郵便入札の場合ですね。この分につきましては、届きましたものにつきまして、まず担当者が確認をし、その上で1つのファイルと申しますか、1つの保管するところに全て集めて、事務室で適正に管理をします。届いた枚数も毎日チェックをするというような形での保管。例えば、ほかの郵便物と混じったりしないようにとか、そういった形の保管を取らせていただいております。</p> <p>もう一点、電子入札の導入についての考え方という部分でございますが、国のほうからいろいろな指針ということで出ておって、先ほど管理者のご答弁もありましたように、広く進んでいるということは理解をいたしております。</p> <p>それを導入する、しないの部分で、まず、導入するに当たっての考えというのは、先ほど管理者のほうからご答弁がございましたように、費用面あるいはそういった件数、あるいは最終の開札のときのいわゆる事務の手續、そういったものを全て総合的に勘案しますと、私どものほうでは件数についても限られておって、事務職員もなかなか事務に精通してできる職員というものの確保がなかなか難しい。そういった部分も総合的に考えまして、今、現時点では積極的に考えてはいないというところでございます。ですので、システムが必要か、必要でないかというような部分については、システムを有益に当然運用されているものというふうには考えてございますが、今私どものほうでそのシステムを導入してするということには現時点では踏み出せていないというような状況というふうにご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>今ご答弁いただいたわけですが、2点目の指名競争入札にも関わってくるんですが、ご報告いただきました案件を見ても、4件中3件が指名競争入札で、あとの1件が一般競争入札という</p>

<p>松田議員 つづき</p>	<p>ことで、確かに一般競争入札の場合には1者入札で入札が終わったという経緯があるというふうには理解をしております。</p> <p>必ずしも業務の関係上、どちらがいいのかという判断はあるかとは思いますが、しかしながら、今は一般的な傾向として、やはり入札事務に求められております公平性でありますとか、透明性でありますとかといった部分を十分満たしていこうと思えば、やっぱり指名競争入札よりも一般競争入札のほうが望ましいだろうというふうに思うんですが、その点については今後どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>入札の事務につきましては、今議員のほうからご質問ございましたように、電子入札をはじめ、公平性、透明性、これが求められておって、これを担保するために様々なシステムあるいはやり方、こういったものが国あるいは市町村それぞれ独自の取組というのはなされているというのは承知はいたしているところでございます。</p> <p>私どもも、件数は限られているとはいえ、入札事務を執り行っておりますので、当然そういった部分の事務の流れ、こういった部分についてはしっかりと職員が取り組む前に確認をした上で、公正で透明性がある、しかも競争性が働いてというようなことを結果として得られるような事務に努めているというところでございます。</p> <p>現状といたしましては、先ほど議員のほうからもございましたように、我々のほうが例年、主に取り扱っておるのが灯油の調達、それから環境測定、こういった業務。これは毎年、例年行っておるんですが、これにつきましても、結果といたしましては、現在、構成の市町のほうで指名願をご提出いただいている業者さんを逐次その時点の最新のものを確認させていただいて、そこに指名という形をお願いすることで、件数でいきますとおおむね10件の指名業者に対して、こちらから通知を出した上で、応札についても、中身でいきますと8件から6件というような結果で半数以上の応札をいただいで、その中で競争性も働いているというような結果を得ているところでございますので、この部分につきましては直ちにやり方を変えていくというところまでは今整理をするには至ってはおりません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>今ご答弁いただきました中で、各市町に登録されている一般競争入札に関わる業者さんから指名をなさっているということですか。確認です。</p>

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>今、灯油に関して申し上げましたが、この灯油の業者さん、指名の業者を選定するに当たっては、私ども組合のほうでは事務の関係あるいは人員の関係も含めまして、独自に指名願のご登録を受け付けてはおりませんので、構成市町の指名願をご登録されている業者さん、こちらのほうの情報提供をご協力いただきまして、その中で我々がお願いをする物品と、これの調達に対して指名願を提出されている業者さんを選定させていただいて、選定というか、その業者さんを全てピックアップさせていただいて、私どものほうの指名競争の業者さんというふうな形で指名業者として整理をさせていただいているところです。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	松田議員、どうぞ。
松田議員	<p>今回、私も不勉強なところがたくさんありますので、これ以上お伺いすることはないというふうには思っておりますが、最後に、やっぱり随意契約に関わりまして、随意契約、かなりたくさんのお品を購入されたりなさっていらっしゃる。それも公表していただいておりますので大体の予想はつくんですけども、全て随意契約をするに当たっての根拠としておりますのが、先ほど申し上げました地方自治法施行令第167条の2ということを法的根拠として掲げられておりますけれども、これは結構、第1項から第6項までこういうものは随意契約でいいですよというふうな内容が示されてはいると思うんですが、これで十分だというふうにお考えなのかどうか。やっぱりもう少し細かい取決めが要るんじゃないかと。そのほうが透明性を発揮する上で大事ではないかというふうなお考えにはならないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまご質問いただいた内容につきましては、確かにこの随意契約によるところ、自治法の施行令によるもの、それから、組合の財務規則のほうにも一部記載がございますのでそういったもの、それらの法令にしっかりと準拠したものになっているかということはずは最低でも担保しなければならない部分というふうに考えてございますので、その部分についての確認がきちりとできているかどうかという</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>のは当初の管理者からの答弁にもございましたように、我々のほうで起案するに当たってチェック表というのを作って、これに該当しておるといふ部分については最低限漏れがないように、あるいは誤認がないようというような確認はさせていただいております。</p> <p>その上で、今、私どもの組合の構成市町でございます木津川市、精華町におきましては、それぞれの市町において随意契約のガイドラインというのを策定されておるのは確認はさせていただいております。それを基に組合としてもというようなご質問の趣旨かと思いますが、現時点ではそこまでには至ってはおりませんが、これら構成市町のガイドラインは参考に確認もさせていただきながら、我々としては法令、これにまずは漏れることがないようにということでチェック表によって起案の際にそういった確認漏れがないということを徹底することで、今は入札の公平性、透明性の担保をさせていただいているというところでございます。</p> <p>なお、この物品につきましても、私どもは機械を管理する上では毎回毎回新しいものというわけではなくて、一定、ある程度おおむねのものは同じものを在庫がなくなったから購入するというような年度の管理になってございますので、必然的に同じような手続をさせていただいているというのが多いというのが実情かなというふうには思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>先ほども申し上げました、今のご答弁でも各市町の随意契約ガイドラインというものがございますので、それも参考にしながら十分注意をしている、配慮をしているというふうなお答えだったというふうに思います。だから、ガイドラインをつくろうと思えば、構成市町に既にあるわけですから、それほど難しい話ではないなというふうにも思いますし、今後に向けて、本当に求められております入札契約事務の公正性あるいは透明性、さらには競争性というものが十分発揮できるように、今後、また求めていきたいというふうに思っております。</p> <p>今回は、これで私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>森田議長</p>	<p>松田孝枝議員の一般質問が終わりました。 続きまして、3番、佐々木雅彦議員の一般質問をお願いします。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは、一般質問させていただきます。 大きくは3点であります。この間の議論では極めて中途半端に終わ</p>

佐々木議員
つづき

っている分がありますので、その辺はしっかりとお願いしたいと思えます。

大きな1点目は、例規に従わない慣例的な事務処理というのがあるというのはもう認められているわけでありませす。それはやはり、前も申し上げましたが、例規のほうがおかしいのであれば例規を変えればいいと。例規をそのままにしておいて慣例的な処理をすることは、これは間違っています。その辺の改善策ができたのかどうか、また、情報共有基準の検討結果はどうなったのかについてであります。

①としては、さっき申し上げたように、整理をするということは何回もおっしゃられていますので、論点整理、課題整理はどういうふうな方向でされようとしているのか、管理者の決断を伺いたいと思えます。

②としては、この間も議会との情報共有だとか市民との情報共有の基準を求めてきました。これがあれば、要するに一般質問が駄目という意味で言うわけじゃありませんけれども、先ほどあった宮嶋議員や松田議員の質問は比較的、データ部分に関しては質問しなくてもよくなるわけですよ。数値に関してはね。そうすると、この議会の在りようというのは事項質問ではなくて、政策的な議論に質がアップしていくわけですね。そういう意味からいっても議会との情報共有、市民との情報共有というのはやっぱりしっかりとやっていくべきだし、もっと言えば市民の間にごみ問題、いろんなお話ができるような、そのお話を材料として、当組合からいろんな情報を発信する。組合だけじゃなくてもいいです。構成市町を経由しても結構ですけども、そういうことで市民にいわゆる関心を持ってもらうということにつながっていくわけですからね。そのことがごみ処理について、または環境問題について自覚を生むということになります。どんな検討結果になったのかを確認させていただきます。

大きな2点目は、ごみ減量化への主体性の問題です。

たまたま宮嶋議員のほうからもさっきありましたが、1年前の竹川議員への答弁では、ごみ減量に関する提案や組織化は考えないという答弁をされていました。ただ、実際問題、打越台時代には、この施設が建つまでの間、無理無理、打越台の処理場の寿命延長をしていたわけですよ。かなり老朽化していた。ですから、老朽化することによって処理能力に限界が発生をするがために、当時は一時的には3町、木津、精華、山城の時代もありましたが、それぞれ様々な取組をしたわけですよ、減量のための。または町民に呼びかけるなりしたわけですよ。それだって、当時の組合、打越台から情報提供がなければ3つもしくは、この間では2つの市町の行政や議会や住民は考えることができなかつたわけですから、組合施設を安定的に維持管理し、結果として構成市町の負担軽減に資することは本組合の任務であると思えますけれども、その点はどうか考えておられるか、去年の答弁を踏まえた上でお答えをください。

大きな3つ目は、議会で相談すべきことの事務執行の問題です。ここ2年ほど、さっき、何回も申し上げていますがけれども、議会会議録

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>の配付などを質問すると、それは議会に相談すべきことという旨の答弁が繰り返されてきました。前回の11月のときにも、議会の自律規定で議会専属事項だからというふうにおっしゃられています。</p> <p>だとしても、一方で、議会事務局をつくったらどうかという提起に対しては、つくらなくても管理者配下の、指示下にある事務局が存在し、その事務局が事実上、議会事務局の職員を兼務しているというお答えを繰り返してきたわけです。だとしたら、通常、市議会、町議会の議会事務局というのは、議員自らが言うだけではなくて、実務的にその時々の方議会のいわゆる課題だとか争点だとか、または実務的な整理だとかやってもらっているわけですよ。恐らく木津川市議会も精華町議会もやってもらっていると思います。でも、この答弁を繰り返されるだけで、要するに議員側からの提起がない限り動かないというのが続いているわけですよ。だから、答弁が矛盾しているわけですよ。議会事務的機能はあると言いながら、いざとなったらそれはやらずに、それは議員さんが考えることですよといったような答弁をこの間繰り返されています。これは疑いたくないけれども、管理者命令でそうしているのかどうかということですよ。動くなという命令が出ているのかどうか、その辺意図も含めて答弁をお願いしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>佐々木議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目の1つ目について、これまでの一般質問などを通じ、ご指摘をいただきました内容につきましては、前回ご答弁申し上げましたとおり、人的な課題等も含め、適宜整理を進めております。引き続き、相楽郡西部塵埃処理組合時代から引き継がれてきた実務等もしっかりと踏まえた中で課題整理に努めてまいります。</p> <p>1点目の2つ目について、議会との情報共有という点から申し上げますと、例えば前回の定例会における決算審議におきましては、円滑な議論に資するためとして、ご要望いただきました参考資料を提供させていただいたところでございます。それらも含め、現時点では段階を踏んで整理を進めているところと考えておりますので、最終的な結論を見いだすまでには至っておりません。</p> <p>また、市民との情報共有につきましては、引き続きホームページ等の活用が主たる方法になると考えており、昨年度に議会関係も含め、更新をさせていただいたところでございます。</p> <p>なお、記事掲載に係る運用等につきましては、前回の一般質問においてもご答弁を申し上げましたとおり、現時点におきまして、基準の明文化等の整理というものではなく、個別の判断としているところでございます。これが現在の組合としての現状の方針でございます。</p> <p>2点目について、本組合が共同処理する事務は組合規約第3条の規</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>定に基づく一般廃棄物の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務でございます。したがって、本施設といたしましては、構成市町の施策等により、適正に排出された量のごみを効率的で安全かつ安定的に処理するとともに、適切な維持管理による施設の性能保持や経費節減等に努めることが我々の担う役割であると考えております。</p> <p>そして、それらの維持管理状況等を構成市町と適宜実施する会議等において情報共有しながら相互に協力する中で、例えばごみ減量等に関する施策については、構成市町が主体となり、推進いただくものと考えております。</p> <p>3点目について、これまで議会とも相談させていただきながらといった趣旨でご答弁を申し上げましたことにつきまして、管理者として行動を起こさないよう指示したことはございませんし、何ら検討等を進めていないわけではございません。例えば、昨年度に実施いたしました組合ホームページの更新におきましては、議会運営委員会でご議論いただき、そのご意見等をできる限り反映させることといたしました。また、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、議会との情報共有という点では、決算審議における相当量の参考資料を実際に提供させていただいたところでございます。</p> <p>その他これまでの佐々木議員からの一般質問にてご指摘等いただいている内容につきまして、現時点で全てが具体的な形になっていないということからのご質問かと存じますが、引き続き段階を踏みながら整理してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>引き続き段階を踏むという、今回新しく段階を踏むという言葉が出てきましたけれども、業務を遂行する上で、何でもそうですよ。もちろん長期的な見通しでやらなあかん業務もありますよ、長期的な業務であったとしても、節々があるんですよ。ホップ、ステップというようなものがあるんですよ。そのホップ、ステップの中には当然のことながら、現実にできるかどうか話は別にしても、目標がなきゃならないんですよ。この問題は例えば1か月後までにここまでやる、半年後までにここまでやるというような一定の計画をしなかったら、業務は進みません。大前提でお聞きしますけれども、いつまでに整理しますか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>いつまでという話につきましては、前回の定例会における一般質問でも同様のご質問があったかと存じますが、これにつきましては、現時点でいつまでというような形で具体的に申し上げる部分というのは、全てにおいて今持ち合わせてはおりません。</p> <p>ただ、その中におきましても、前回もこのような趣旨でご発言したかとは思っておりますが、議会事務局あるいは監査事務局の関係につきましては、人的な整理も必要であるということから、本年度からそういった検討に入るべく整理も進めておりますので、これにつきましてはこの検証結果を踏まえ、次年度以降、整理に当たっていきいたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>じゃ、今答弁された議会事務局、監査事務局に関してはどういう検討が今の段階で進んでいるんですか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>この部分につきましては、人的な面でいきますと、今年度から総務課の人員として実質的に1名増えているような状況で事務のほうを執り行わせていただいて、その上で、その前から、令和3年度以前からすると事務分掌も一部見直して、区分をして、いろいろな業務を執り行うことが問題ないかというようなことの検証を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>そうおっしゃるけれども、人を1人増やしたからできるか、できないかって人的な問題があるでしょう。でも、論点はそこじゃなしに、いわゆる議会事務局の機能、または監査事務局の機能ができているかどうかですよね。私が聞きたいのはそこだから。人を増やせと言っているわけじゃない。その機能を担えるかどうか。もし担えないんだったら別の方法を考えなきゃならないでしょうと。その別の方法の一個として人員増もあるでしょう。</p> <p>もう一個の方法としては、例えば監査事務局に関しては、法令上も委託できますよね。例えば複数の自治体、または公共団体がどこかに</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>委託をすることは可能ですよね。それも一個の方法なんですよ。 私が言っているのは無理を言っているわけじゃなしに、例えばそんなでかくない一部事務組合に関して言えば、ここだったらごみ処理ですね。その所管する分野の勉強もやっぱりしてもらわなあかんわけだから、そこのプロフェッショナルというか、そこの専門的な職員がいるのはこれ必須なんですよね。それ以外に、議会事務局や監査事務局というのは一定の専門的知識が要るじゃないですか。だから、規模が小っちゃければ小っちゃいほど、いろんな専門家のスタッフをそろえるのは不可能というか、困難になってくるのはそれは当たり前の話なんです。だから、無理をしてくれと言っているわけじゃないです。 もしそれが担い切れないという判断があるんだったら、さっき申し上げたように委託をするという方法だってあるわけですよ。そうすれば専門的な、例えば木津川市議会事務局に議会事務を委託する。木津川市の監査事務局があるか知りませんが、あるとしたら、監査事務局に監査業務を委託する。そしたら、そこには専門スタッフがいいますからね。監査委員さん、または議員、議会と一緒にやるということも含めてできればもっと効率的に、専門的じゃない方が一生懸命時間を使ってやるんじゃなしに、いろんな経験を踏んできているスタッフがやるほうが絶対効率的ですよ。もう一遍聞きます。どこまで検討していますか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 この内容につきましては、今、佐々木議員のほうからご質問もありましたように、様々な手法、それが考えられるのはあるかと思っております。その上で、一番当初にご指摘をいただいたときから様々な検討を進めるべく、我々のほうでもいろんな方法を取捨選択する中で、この令和5年度におきましては、今のいわゆる実質人間的なものを増員した上で、そういった事務を賄うことが適切であるかどうかを検証するという判断に至りましたので、令和5年度はそういう形での今、事務あるいは整理を進めているところでございます。 その上でまだ、当然令和5年中でございますので、まだ結果というまでには至っておりませんが、その結果を踏まえて、適正であればその形での検討を進めることもありますし、これがなかなか難しいということであれば違う選択肢にシフトをして、できるだけ短い期間で検討を進めていくということになるかと思っております。ですので、今現状は今のやり方で整理を進めているものの結果、これを見定めた上で、次のステップに進みたいというふうな形で考えているところでございます。 以上でございます。</p>

森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>反問も疲れてきたけれども。</p> <p>この組合の議会というのは、年に定例は2回しかないわけですよ。今2月だから、ほぼ令和5年度の最後部分に入っているわけです。既に今答弁があったように、今年度の、要するに去年の4月から人員増がされているわけですよ。だとしたら、一定の中間総括があってもしかるべきじゃないですか。1年で回ってなくたって。でも、それすら今日、答弁ないんですよ。1人増やして、どういうふうに事務が変わったかとかね。これまでなかなかおぼつかなく分かんないけれども、例えば議会事務局処理だとか監査事務局処理だとかそういう実務がどの程度前進したのか。例えば令和4年度の場合にはこれこれができなかったけれども、令和5年度はこれこれができるようになったというのが本来すべき答弁でしょう。だと思っただって、今の答弁を聞いていると、前の答弁とほとんど変わってないんですよ。段階を踏んで検証して。もう一遍言いますよ。いろんな物事を進める上では、検証は当然必要ですよ。けれども、検討や検証というのは段階を踏んでやるものなんですよ。私たち議会でもいろんな検討しますけれども、やっぱり最初は仕組みだとか制度の学習をする。今のうちの議会に置き換えてどうなるかということもチェックをする。その上で次の、例えば法令上のチェックをする。その次に例えばほかの議員さんの意見を聞く。その次に例えば先進的なのとか、やっているとこの議会の様子を見に行く。これは順番はどういう順番か別にしても、そういう段階を踏んで普通チェック、検証していくんですよ。それは全く説明がない。だから、説明になっていないんですよ、悪いけれども。</p> <p>事実問題、この1年間、この間何回も質問してきたけれども、議運のときだって、または議運以外の、別にペーパーでもいいから、例えばこういう検討が現在進んでいますと。この検証はオーケー、丸がつかまりましたと。この検証は、この事項は三角ですと。この項目はちょっとできそうにありませんといったことすら報告することは全くないでしょう、これまで。つまり何がどれだけ進んだか全く見えないんですよ。だから、同じ質問をしなきゃならないんですよ。</p> <p>段階を踏んだはいいけれども、段階は0か100じゃないですよ。段階という以上、ゼロから1、2、3とつながっていくわけですよ、100がゴールだとしたら。段階を踏んだときに、段階の100にならなかつたら報告しないんですか、答えないんですかということですよ、私が問うているのは。段階10でも20でも報告したらいいじゃないですか、現瞬間のことをね。今が例えば60だとしたら60の答えで、別に私は現段階では引き下がりますよ、今は60だということだったら。あと40残っているということが示されるのであれば、そこまで、あと40やってないからけしからんとは言いません。が、もう一遍言いますよ、今がゼロなのか、10なのか、50なのか、100</p>

佐々木議員 つづき	なのかならないような答弁を繰り返されているわけですよ。管理者はどう思いますか。これでいいんですか。議会に対する答弁として。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問につきまして、基本、私のほうでご答弁申し上げた内容が主であろうかと思っておりますので、私のほうからご答弁申し上げますけれども、今のご質問の趣旨から言いますと、もともとのご意見がございまして、そこから次に進む段階、それから最終ゴールのこの間という部分でございますが、1つの例でしか今は申し上げられませんが、議会事務局あるいは監査事務局の観点から言いますと、まずはそういった機能に関するご意見がございまして、それを受けて、私ども、令和5年において少しやり方を変えて、これでやってみようという次の段階には進んでおります。これを今検証中ではございまして、この間の報告がないということではございますが、これにつきましては当然1年かけて結果を見るというご答弁も途中させていただいておりますので、当然その途中経過の状況という部分につきましてはご報告と申しますか、ご説明はさせていただいておりますものと考えてございます。</p> <p>あとは、その検討の結果、先ほど申し上げましたようによかったのか悪かったのかはその結果の検証を終えてからしか、私ども明確なご答弁を当然申し上げることもできませんので、そこが、中間がなくともゼロと100だと言われるかもしれませんが、私どもとしては見える形で今動いているものにつきましてはしっかりとご説明もさせていただいておりますし、その結果、次にまた違う形に進むというようなことがありましたらそのご報告も当然させていただく中で、議会のほうには随時、情報としてはご提示させていただけるものというふうには考えています。ただ、結果が出ない限りはきっちりと明確なご答弁ができないということにつきましてはご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	これは市町によってやり方が違うのかもしれないけれども、物すごく違和感を感じるのは、もう一遍言いますよ、議会の議員さんが考えることという答弁をされてきましたよね。それはそのとおりなんです。それは否定しません。けれども、今の話だって、議会事務局の在り方をどうするかという話をしているわけでしょう。にもかかわらず、議員、私らに対してはこんな工夫をしました、今初めてやり方を

佐々木議員
つづき

変えましたという答弁があったわけですよ。1人増やしたは聞いていますよ。聞いているけれども、今年度はやり方を変えましたというのは一切聞いたことない、今まで。何を変えたかも今分からない。というか、議員からもこういうことをお願いしたいというのがあるかもしれないわけですよ。だとしたら、中間段階で今こんなやり方に変えて、これは成功しました、これは失敗しました。今こういう課題がありますということを提示してもらったら、その範囲で私どもが考えられるじゃないですか。この項目はこうしたらいいんじゃないとか、こんなことやっているほかの議会がありますよとか、参考事例としてね。

今話を聞いていると、全てが、最終結論は全部事務局でやってしまうと。結論だけ議会に報告しますと聞こえるんですよ。違うでしょうと。議会事務局や監査事務局というのは、本人がいるわけですよ、議員なり監査委員なりが。だとしたら、その2者に対して、こうしたいとか、こう変えたいとか、もっと機能強化するためにこういうふうな工夫をしたいだとかということを随時投げかけてもらって、必要な意見聴取をしてもらって、さらに検討を加えていくという方法をしないと、結論だけ聞いて、そんなのあかんよと言われてたら、1年間事務局が頑張ってやってきた作業がペアになるじゃないですか、それこそ。時間が無駄になっちゃうわけだから、それも含めて、何で中間的に相談をかけないんだと言っているわけですよ。

今たまたま議会事務局、監査事務局の話を具体的にしているけれども、ほかのものもそうですよ。どの程度の情報を市民に対して公開するのが望ましいのか。皆さんがあかんということを言うわけじゃないけれども、この8人の議員さんというのは日常的に市民と接するわけですね。場合によってはごみ問題も話題になるわけですよ。そうすると、市民が知っていること、知らないことというのも実感するわけですよ、私たちはね。案外、だから、議員は知っているけれども、市民は知らないこともいっぱいある。だったら、もっと市民に知ってもらいたい情報については、先ほど宮嶋さんの質問にもあったけれども、情報公開の工夫をしたらどうかという意見が出てきますよね。何でキャッチボールができないかと問うているわけですよ。

1個1個のことをあかんと言われているように聞こえているかもしれないけれども、否定しているとか、あかんと言っているわけじゃありません。なぜみんなの力を借りて、必要な関係者と一緒にやろうという姿勢がないんですかということなんですよ。それがなかったら、業務は進みませんよ。そもそもスタッフが少ないんだからね。少ないスタッフだけで考えるよりも、臨時的かもしれんけれども、議員は8人いるし、監査委員は2人いるわけだから、それ以外の方も関係者がいるんだから、その方の知恵と力を借りてやるべきだというふうに思っています。これは意見として申し上げておきますね。

あと、気になったのが、例えばホームページに載せる載せないというのは基準はつくらずに、今個別判断をしているというような答弁がありましたよね。それは一概に駄目だとは言いませんが、個別判断と

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>というのは、その判断する人の判断力によって大きく左右されるわけですよ。それではまずいから、また、さっきの公平性や、まずいから、普通は何らかの基準、明確なものとはもかくとして、こういう基準で判断するよというものを指針的に、条例までいかんでもいいです、指針的に設けておくというのが通例ですよ。ですから、気になるのはやっぱりそういった個別判断をすることは一切あかんとは言いませんが、判断する人が自信を持って判断するためには、何らかの指針がなかったら、それはできないということになるわけですから、その点も含めて、どうなんですか、管理者。もうちょっと議会にキャッチボールするだとか、もうちょっと公平な、要するに判断する人によって黒だったり、赤だったり、白だったりしないような運営をするためには何らかの基準をつくっていかないと、個人責任になっちゃうと。判断した人間が悪いというふうになってしまいますので、それをみんなで集団的に考えて、みんなで基準なり指針なりを考えていくという作業に業務形態を変えるということはありませんか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまの方針の話につきましては、私も全てのことにこれが該当するかどうかというのは自信がございませんが、特に昨年でありましたら議会のホームページ、これを更新するに当たりましては、当然議会運営委員会のお力を、しっかりとご協力を賜りながら、その意見についてできる限り反映をするというように努めてきたところでもございます。</p> <p>その他情報公開といえますか、主に決算の、9月の決算時に参考資料としてお示ししたような資料、こういったもののお求めがまずは今、最初に頭に浮かぶわけでございますが、こういった部分につきましても監査委員あるいは公平委員あるいは環境監視委員、こういった部分につきましても、全て個人で活動されているわけではなくて会で、例えば監査委員、それから公平委員はそれぞれ個人の形にもなりますが、合議という形で最後は整理をする部分がございますので、あくまでもお一方の意見で左右されるということについては極力そのようなことがないように判断しながら進めていきたいとは思っております。</p> <p>当然相手があることだからご相談すべきだと。これは当然のことかと思っております。ですので、最終的には我々が勝手に当然判断するというものではなくて、しっかりとご相談させていただきながら適切な判断にしていきたいと考えております。</p> <p>今そういった投げかけをしたことはございますが、なかなか最終的にまだ今、公開というところの判断までに至っていないものは公開にも至っていない。それが公開すべきという判断に至ったものは公開し</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ているという状況が今のものという形になりますので、現状では個別の判断というご答弁をさせていただいたところでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>もう時間がないと思うんですけども、取りあえずもうちょっと風通しというか、一つをすることに関してはどうなんですか。それはするのかしないのかという話なんです。例えば決算の資料、さっき何度も言われているけれども、決算資料だって、もし2年、3年続けて同じ追加資料の要求が出てきた場合は、精華町議会の場合は通常はそれはもう恒例化します。通例化します。言われなくても出すというふうにするんですよ、何年か続いた場合ね、同じ項目が。それだって、わざわざ1回1回議員に聞かなくていいじゃないですか、そしたら。じゃ、これはもう相談してもらって、議運なら議運でいいけれども相談してもらって、これとこれの資料はもう通例化しよう。言われても作ろうよということにすれば、またその問題は言わなくてもいいし、議論しなくてもいい時間になるわけですからね。そういった意味も含めて、もうちょっとお互いというか、キャッチボールしながら、情報提供してもらいながら検討を進めていくという姿勢に変更をしていただきたいことをお願いして、質問を終わります。 以上です。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上で一般質問を終わります。 一般質問が終わりましたので、ただいまからこの時計で11時10分まで休憩とします。 (11:00) 《休憩》 (11:10) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。 次に、日程第4、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 どうぞ、管理者。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第1号「木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきまして、ご説明をさせていただきます。 地方自治法の一部を改正する法律並びに木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例が令和6年4月1日に施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものでござ</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>います。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。 一つ確認をしておきたいんですが、第5条の3の改正に関してであります。 現在、当組合では会計年度任用職員の採用はないということですが、そのことでいいのかということと、今年4月以降にそういった会計年度任用職員の採用の予定があるのか確認したいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまご質問ございました第5条の3の規定の改正部分でございますが、これにつきましては会計年度任用職員を除くというものが今規定にございますが、既に会計年度任用職員に関しましては、この期末手当の対象としての支給という形の改正になってございますので、この部分については除くことで問題がないと。 令和6年4月以降に予定があるのかということでございますが、本日現在ではその予定はございません。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>2点お伺いします。 1点は今の宮嶋議員の質疑とだぶるんですが、もう一遍確認ですよ。会計年度任用職員を除くという規定を除きますよね、取るというお話なら。ということは、今の局長の説明があったように、既に対象に入っているからこの除くという規定は要らなくなったと読めるんだけど、いや、だとしたら、これは今、管理者が提案した育児休業の話が具体化する以前として、つまり会計年度がないとしても、皆さんに手当が支給されるとなった段階でこの条文を変えておかなかつたら駄目だったんじゃないかと思うんですよ。 だって、今は育児休業と関係ない理由なんですよ、要するに。関係</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ない理由を説明されたわけだから、だとしたら今日じゃないと思うんですけれども、なぜ今回なったかというのが今の第5条の3、第5条の4関係です。</p> <p>もう一個は、第4条関係の改正の理由を説明していただきたいんですけども、1個は特別の事情という文言が入っていますけれども、この事情は一体何を指すのかということがいまいち分からないし、その改正の中に入っている改正前は、その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事態というか、予想外のことが起こったということが書かれているのを今回はかなり具体的に、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことというかなり具体的な表記に変わっています。でも普通考えたら改正前のほうが、要するに現行のほうがかなり広く解釈できる。つまり保育所だけとは限りませんよね、今いろんな育児施設があるわけだから。等が入っているけれども、保育所だけとは限らない。保育所以外の方法で何らかの措置をしようと思っている職員が発生することもあり得るわけです。</p> <p>じゃ、それは今の現行条例だと入るんですけども、改正案だとこの保育所等の等の中身が分からないので何とも言えませんけれども、もし今言ったことが入るんだったらその等に関してどこまで含まれるのかと、保育所等の等が。それがいわゆる改正前の条文と同じ意味だと、範囲としては。同じ意味だと言うのであれば実質、今と変わらないということになるんですけれども、この第4条の変更による対象者とか、対象事象だとかの変更というのはあるんですか、ないんですか、その点お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、第5条の3の関係でございます。</p> <p>これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、既に期末手当については会計年度任用職員さんも対象となっており、言葉で申し上げますと以前にもできたということでございます。当然そのような状況でございますので、改正が追いついておらなかったと。ただし、会計年度任用職員は今のところこの期間、我々のほうではおりませんので、言い訳ではございませんが、影響はなかったというところでございます。</p> <p>第4条の改正でございますが、この部分につきましては、今の条例案のその前のページ、第3条の第5号、その前のページの表の下段のほうに、途中から読みますが、下から5行目、第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下、保育所等という）というのがございまして、における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行わ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>れないこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかった、以下となつてございます。</p> <p>現状でいいますと、構成の木津川市、精華町におきましては、私どもが今回ご提案しているこの改正後、この条文で既に施行されております。私どものほうがこの第3条の第5号につきましては、ただし書の条例を定める特別の事情、今回改正をお願いする第4条が再度の延長ができる特別の事情となつてございまして、1回目の延長と2回目の延長、当然同じ内容を適用するということで、私どものほうがこれがなぜこの文言に改正できていなかったのかというのは、平成30年当時からの規定も見ましたが、既にそのときに構成市町はこの表現になっていたものが組合ではなつておらなかつたということで、どこかの時点でのいわゆる改正漏れではなかつたかということで、この部分について改めて改正して明記するものでございます。ですので、これまでと条件が変わるといったものではございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがつて、議案第1号「木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第2号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律並びに地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、それぞれ適用条文の条変更が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、日程第6、議案第3号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。</p>
<p>谷口管理者</p>	<p>議案第3号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算」につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>予算編成に当たりましては、長期継続契約による維持管理業務の年度間における変動や昨今の社会情勢等を背景とした人件費及び物件費等に係る価格の上昇などを含めるとともに、引き続き円滑な組合運営と本施設の安心・安全な稼働に向けた体制の構築や検査等を実施する</p>

<p>谷口管理者 つづき</p>	<p>ための予算といたしました。</p> <p>令和6年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,542万8,000円で、令和5年度と比較をいたしますと1億7,671万8,000円の増額となりました。</p> <p>まず、歳入の主なものといたしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては6億4,497万4,000円、事業系一般廃棄物などの処理手数料として1億8,018万円、雑入のうち余剰電力の売電料につきましては、3,200万円を計上しております。</p> <p>続きまして、歳出の主なものといたしまして、環境の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として6億4,404万9,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却処理処理負担事業費として1,605万8,000円を計上いたしております。</p> <p>以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>それでは、議案第3号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算」の補足説明をさせていただきます。</p> <p>令和6年度の本組一般会計予算の総額につきましては、先ほど管理者から提案趣旨説明がありましたとおり、8億9,542万8,000円でございます。</p> <p>それでは、予算書附属資料に基づきまして、歳入歳出予算の概要と事業ごとの歳出予算についてご説明をさせていただきます。</p> <p>附属資料の1ページをご覧ください。</p> <p>歳入予算について、款の区分ごとに前年度との比較を記載したものでございます。</p> <p>前年度と比較し増減した主な項目といたしましては、分担金及び負担金につきましては、令和3年度から令和7年度までの長期継続契約としている施設の維持管理業務が契約期間中では令和6年度が最も高額で、前年度との差額も大きな年に当たることや人件費及び物件費等の価格上昇などから歳出予算が増額となることに伴い、30.7%、1億5,167万4,000円の増となっております。</p> <p>財産収入につきましては、令和5年度当初は無利息普通預金や低利率の定期預金として管理していた基金の一部について、より高利率の定期預金等で運用管理することとしたことから76.3%、2万9,000円の増となっております。</p> <p>繰入金につきましては、大幅な構成市町の分担金増をできるだけ平準化するため、前年度は見送りとした財政調整基金からの繰入れを行うことから271.7%、2,500万円の増となっております。</p>

松井事務局長
つづき

2ページから4ページにつきましては、歳出予算について、同じく前年度との比較を目的別、性質別、節別に記載したものでございます。

3ページの性質別予算の比較表をご覧ください。

1の人件費につきましては、定期的な派遣職員の人事異動とともに本年度に60歳到達を迎える組合職員が2名在職しており、それらの職員は定年延長に伴う給与の7割措置となることなどから4.0%、504万3,000円の減となっております。

2の物件費につきましては、先ほどご説明申し上げた施設の維持管理費及び物価上昇等の影響により38.4%、1億8,146万1,000円の増となっております。

5ページと6ページにつきましては、分担金と負担金の算出表をそれぞれ前年度と比較した形で記載したものでございます。

また、7ページから9ページにつきましては、分担金、負担金以外の歳入に関して節ごとに前年度と比較した表を記載したものでございます。

次に、歳出につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

10ページの上段、議会運営事業費は、議会の視察研修に伴うバス借上料の新規計上などによりまして、前年度比21万1,000円増の81万8,000円を計上いたしました。

次に、10ページの下段、管理者会議運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。

次に、11ページの上段、事務局運営事務事業費は、前年度比292万6,000円減の6,066万4,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、令和5年度に計上した事務用パソコンの更新等が完了したことによる備品購入費の減などによるものでございます。

次に、11ページの下段、環境監視委員会運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。

次に、12ページの上段、基金利子積立事業費は、無利息普通預金や低利率預金の運用変更などによりまして、前年度比2万9,000円増の6万7,000円を計上いたしました。

次に、12ページ下段、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費、13ページの上段、公平委員会運営事業費、同下段、監査委員運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。

次に、14ページの上段、清掃総務事務事業費は、前年度比548万6,000円減の7,863万4,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、職員2名の定年延長に伴う給料等の7割措置によるものなどでございます。

次に、14ページの下段、ごみ焼却処理事業費は、前年度比1億8,560万5,000円増の6億4,404万9,000円を計上

松井事務局長
つづき

いたしました。主な増額要因といたしましては、施設の維持管理における令和6年度の委託費が年度間の変動に伴い、前年度より約1億4,300万円増になるとともに、昨今の人件費及び物件費等に係る物価上昇分などが消耗品費、燃料費などを含め全体的に影響することによるものでございます。

また、令和6年度は法の規定に基づく精密機能検査を実施いたしまして、施設の状態等を適切に把握しながら長期・安定的な機能保全等に努めることといたします。

次に、15ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費で、それぞれ数量の精査等を行い、前年度比61万2,000円減の1,605万8,000円を計上いたしました。

次に、15ページの下段、組合債元金償還事業費と16ページの上段、組合債利子償還事業費は、打越台環境センター解体撤去に係る財源とした令和元年度及び2年度の組合債に係るものでございます。

また、本事業の特定財源として打越台環境センター撤去整備に関する基金から920万円を繰り入れることといたしております。

最後に、16ページの下段、予備費は前年度と同額の計上といたしました。

続きまして、歳入につきまして、予算書及び附属資料によりご説明させていただきますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、予算書の6ページをお願いいたします。

分担金は、組合構成市町の分担金として6億2,891万6,000円を計上いたしました。分担金の内訳は、普通分担金と打越台環境センター撤去分担金でございまして、詳細につきましては、附属資料の5ページに記載をいたしております。

なお、普通分担金の負担割合は、10月1日を基準日とした構成市町の家庭系可燃ごみの投入量に応じた割合としていることから、令和6年度は附属資料の5ページの表中に記載のとおり、木津川市が68.2%、精華町が31.8%となっております。

次に、予算書6ページの2段目、負担金は、組合構成市町の負担金として1,605万8,000円を計上いたしました。負担金の内訳は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費でございまして、詳細につきましては、附属資料の6ページに記載をいたしております。

次に、予算書の6ページの下段、手数料は、直接搬入に係るごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可更新等に伴うものでございまして、処理手数料につきましては、前年と同額の6,300トン分、1億8,018万円を計上いたしました。

次に、予算書の7ページ上段、利子及び配当金は、4種の基金利子として合計6万7,000円を計上いたしました。各基金利子の内訳は、附属資料の7ページの中ほどに記載をいたしております。

その附属資料7ページの表中でございまして。

この表中の右側、令和5年度の財政調整基金の3段目に記載の南都

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>銀行970万240円、米印、無利息普通預金につきましては、その左側、令和6年度の財政調整基金の3段目、京都中信へ令和4年度の決算剰余金に伴う積立金400万円を加え、変更したものでございます。</p> <p>また、同じく表中の右側、令和5年度の財政調整基金の5段目に記載の京都銀行9,683万1,823円、利率0.002%につきまして、左側、令和6年度の財政調整基金の5段目、未定としておりますが、最も有利な利率が見込まれるものに変更しようとするものでございます。</p> <p>次に、予算書7ページの2段目、基金繰入金は、財政調整基金繰入金を2,500万円、撤去整備基金を920万円としてそれぞれ計上いたしました。</p> <p>次に、予算書の8ページ、雑入のうち余剰電力売電料は、運転計画に基づく効果的な運転管理に努めることとし、前年度と同額の3,200万円を計上いたしました。</p> <p>以上で令和6年度の本組一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>以上、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、必ず予算書または附属資料のページ数を示していただいた上、お願いをいたします。</p> <p>それでは、歳出につきまして、質疑ございますか。</p> <p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>予算書の15ページ、運転管理業務委託料について、この運転管理業務委託料は、先ほど説明がありましたが、5年間の契約だということでもあります。年度ごとによってその内容が違うようですので、新年度は令和5年度、2023年度よりも大幅に上昇しましたという説明がありましたし、さらに物価高騰や人件費の上昇も反映されているということでありました。</p> <p>それは毎年やる仕事の中身が違うということで、5年間の中で押しなべてみればまた費用が違ってくるんだろうと思うんですが、来年度というのは、来年度といたしますか、今、新年度の予算を審議しているわけで、それらが上がったたり下がったりするというのは、結局はそれぞれ構成市町の分担金で対応せざるを得ないという部分があるんですが、これはやはり委託する中身が違うから平準化するということはできないということでしょうか。</p> <p>それから、今令和6年度の審議をしているわけですが、令和7年度はどういうふうになるんでしょうか。それが終わればまた新たな契約というふうになるんですが、同じことが繰り返されるといたしますか、</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>そういうものをもって契約していくということになるのでしょうか。それをご説明いただきたいのが1つ。</p> <p>2つ目は、予算書18ページの時間外勤務手当であります。これについては、令和3年、令和4年は予算では計上しましたがけれども、決算では支出されていません。コロナ等で土日の出勤などを行わなかったということだったんですが、今執行している令和5年度当初予算では204万4,000円だったわけですが、この支出状況はどうかということと、令和6年度はこれまでよりも予算額は小さく抑えられているわけですが、どういうことを想定して今回計上されているのかお聞かせをください。</p> <p>もう一点、予算書11ページの12節の委託料のうち健康診断費用、同じく14ページにあります委託料の健康診断費用、合わせると27万8,000円で、職員の健康診断費用なんですけれども、今年度、この診断結果はどうであったのか。職員の健康状況、良好ということによろしいのでしょうか、お聞かせをください。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、運転管理の関係でございます。運転管理の関係につきまして、今年度と来年、令和6年度と令和7年度どうなのかということでございます。</p> <p>令和6年度につきましては、今回お願いをしております、中身でいいますと、数字でいいますと2億7,251万700円、これがそもそもの契約金額でございます。令和7年度につきましては、2億2,738万9,800円、これがもともとの契約金額でございます。この差額でいきますとおおむね4,500万円ぐらい下がるというのがございますので、契約どおりでいきますとそういう形になります。</p> <p>ただし、今年度と来年度も見込みがありますが、この間、5年間の長期契約でございましたので、この間の人件費あるいは物件費等の価格高騰分によってこの分の差額の変更というのは業者からもこちらのほうに要望といたしますか、協議が上がってきているところでもございますので、この額についてはそこにもう少し上積みがかかるということでございますが、もともとのこの契約根拠に基づきました内容でいきますと、おおむねまずは4,500万円ぐらいの差があるというところでございます。</p> <p>この項目につきましては、ご理解いただいておりますとおり、機器類の点検整備、こういったものに係るものでございまして、これが5年間総額の包含したようなものであれば、それを均等に割ってというような工夫もできますが、あくまでも契約するときの根拠はそれぞれの年度に何を行うかという項目、それに基づいて幾らかかるかというものの積み上げでございますので、この年度間のばらつきというのはも</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>うやむを得ないものかなと考えてございます。</p> <p>2点目、時間外でございますが、時間外につきましては、毎回同じようなご答弁だと思いますが、おおむねここが通常どおり業務をしておりましたら時間外は発生いたしません。ですので、今年度もおおむねほぼ時間外はないという見込みをしておりますが、現時点で今年度、年度末までに一度、このいわゆる土曜日、日曜日の休日を利用した施設の見学会、これが平成30年供用開始以降、コロナの関係もあってできておりませんでしたので、そういった休日を利用しての業務を行おうと計画をいたしております。ですので、その部分で職員が出勤いたしましたら代休対応あるいは時間外対応というものが必要になってまいりますので、そういった部分での支出は今後見込まれるところでございます。</p> <p>最後、委託料、健康診断でございますが、これも毎回同じようなご答弁かと思いますが、組合職員、年2回、こちらのほう健康診断を受けましてそれぞれ結果を受けております。数が少ないものでございますから個別のご回答は毎回控えさせていただいておりますが、再検査などの指摘を受けている職員もおります。そういった職員につきましても、しっかりと年2回健康診断を受けておりますので、その結果を踏まえて医師の判断結果に基づいて必要な処置というのは各それぞれ行っただけでございますが、医師の所見欄から見ても業務には影響ないというような形での所見もいただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>1点目のことは、歳入の分担金や財政調整基金の繰入れに関わる部分もありますので、そのときにもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>総務関係で幾つかお伺いをします。</p> <p>1点は、この間も一般質問等でお伺いをしているというか、議論をさせてもらっている、例えば例規に幾つかあります財政状況の公表条例だとか、人事行政の状況公表条例だとか、環境監視委員会の設置要綱だとか、こういった中に公表の仕方等については管理者が別途定めるだとかというふうないわゆる細則は条例ではなく、その下のルールに委ねるというルールがありますが、見たことはないんですが、要するに人事行政に関しては私も見たことがありますが、ホームページ上</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>に公表されていますよね。ほかのものについてはそこまで公表されていませんよね。</p> <p>この間も議論させてもらったように、いわゆる市民への情報公開、説明責任という立場から、この種のもちろんプライベートな個人情報とは別にしても、公表できる範囲のデータについては、やっぱり近い将来どういう方法で公表すべきか。しかも公告式条例というふうに書かれていることにこだわれば、これを見ようと思ったらわざわざこの玄関まで来なあかんという話になるわけですね。それはあまりにも今の時代にはそぐわないわけなので、できるだけ情報共有を進めるという観点から、この別途定めるということについてももう少し具体的に公開するという方向で作業をされるのかどうかというのが1点目であります。</p> <p>2点目は、前も一遍議論させてもらいましたけれども、財務規則の第143条以降にある自己検査なんですけど、これは令和6年度、どういう日程、詳しい日程はいいですけども、やる予定があるのかどうか、やる場合にはどんな検査をしようとしているのかというのが2点目であります。</p> <p>これは出になるのかな、入になるのかな。</p> <p>それと、これは入ですね。あとは入のほうで質問させてもらいます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、いわゆる公表の関係、財務の状況、それから人事行政、環境監視委員会の関係、幾つかいただきましたが、これらについては先ほどの一般質問の関係にも関わってくるのかなと思いますが、ご答弁申し上げましたとおり、現時点ではホームページへの公表については個別の判断に任せております。それ以外につきましては、ご質問等の中にもありましたように公告式条例に基づいて行うということですので、ここまで来ないとというようなご意見、それについては承っておきますが、公告式条例に基づくとおりの手続というのは踏ませてもらっているところでございます。それを見直していくとかというような作業、これについて具体的に進める予定というのは、今現在ではございません。</p> <p>それから財務規則の関係でございますが、第143条にある自己検査、これにつきましては、現時点では今明確な予定というのはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>

佐々木議員

要するに今申し上げた3つの条例及び要綱には、特に財務状況の公表と人事行政の公表条例の2つには、基本的に原則は公告式条例によるとなっているんですね、さっきおっしゃったとおり。でもそのほかの方法に関しては、別の条項で管理者が適当と認めるまたは別に定める方法でもやってもいいよと。そういう条項なんですね。現状からいうと、さっき申し上げた人事行政の公表は公告式条例とプラス、ホームページで公表されてます。財政状況はそこはされていませんよね、恐らくされていませんよね。

となったら何が違うのかですよ。一般質問でも個別判断とおっしゃっているけれども、じゃ、個別判断の何が、一方はホームページに載せる、一方は載せないという、何の基準によって誰が判断しているのかということになるわけですね。両方とも載せていいと思うんですよ、ホームページに公表してもいい情報だと思うんですよ、個人情報とは特になし。

だから今回そこまで細かく聞くことは、要するにちぐはぐな対応をしている、あくまでも一般質問の答弁のように個別判断というふうに言われるかもしれんけれども、個別判断ほど危ういものはないですよ、そんなの。しかも個別というのが組織上協議をしているのか、それとも職責の誰かが勝手に、勝手と言うたら、個人で判断するのも分からない。そこはまだ見てないけれども、業務分掌で判断基準が誰にあるかも確認していないけれども、それが例えば課長なり管理者の権限としてあるのかどうかも分からないけれども、少なくとも個別判断という場合でも誰がどういう状況で判断するということは明確にしておかないと、何度も言いますが、いい言葉では自由濶達、悪い言葉で言えばわがままな判断がされるということになりますので、要するに今回聞いているのは、一般質問じゃないので、その作業をしますかどうかと聞いているんです。そういったちぐはぐな対応になっている情報公開のルールについて、これを何遍も言いますよ。個人情報は別にしても公開できると判断されたものについては同じようなルールで同じような条件で公開するような変更なり、検討をするかどうかという確認をさせてもらっているだけなので、するしないで結構です、それは。

2点目の財務規則による自己検査については、管理者権限なんだけれども、または会計管理者の権限なんだけれども、今年度はやらないということか理解していいのか、それともやりますということかいいのか、どっちなのかということなんですよ。懸念しているのは、この組合では残念ながら幾つか不祥事が発生していますよね、過去において。打越台の時代からも含めて発生しているわけですよ。起こった後の事後防止措置は取られていますよね。一定取られていると思うんです。でも他山の石というか、要するにほかで起こっていること、ここ以外の。ここ以外の自治体や企業やとかまたは一部事務組合で起こっていることは、やっぱりそれは防止する方向で考えなあかんと思うんですよ。その姿勢がなかなかこの間の議論を聞いていても聞かないんですが、これは令和6年度の業務計画内に、要する予算内とし

佐々木議員 つづき	て予算執行のうちに自己検査はするのかわしないのか、その1点だけです。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず1点目、そういった公表に係る部分の見直し作業をするのかわしないのかと、現時点では具体的な検討に至っておりませんので、本日現在でご答弁するとしたら、する予定は今はないということになります。</p> <p>それから財務規則に基づく自己検査の関係につきまして、令和6年度予算、ここの中には特段この項目に限って予算等で反映しているものはございませんし、現時点で日時を定めてあるいは期間を定めて行うという予定も本日現在でご答弁させていただく中ではございません。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>会計管理者にお聞きします。</p> <p>事務局の答弁ではやる気はないという話ですが、放置できるんですか。疑っているわけじゃありませんが、一定間隔でチェックをするというのが監査委員や会計管理者の責務ですよね。今の事務局の答弁のようにやらないんですか。会計管理者に聞いているんですよ。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>私のほうからご答弁をさせていただきます。</p> <p>またちょっと言葉の言い方にもなりますが、やるかやらないかということであれば、現時点で令和6年度予算に関わってやるという見込みの予算は立てていないというふうにご答弁させていただいたと考えております。なので、やらないとかやる気がないとかいうことではなくて、現時点でやる予定はないということでございます。</p> <p>やらなくていいのかという部分については、当然、今おっしゃっていただいたように問題等が発生した過去の経験もございますので、それにつきましては、今現在、これもご意見でいただきましたように、いろんな見直しをかけて適切に行っているものと考えております。毎月、会計管理者のほうで確認もいただいたり、必要なものにつきましては適宜報告もいたしておりますので、そういった中で当然不十分あるいは定期的などこかのタイミングで監査が必要となりましたら、そ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>れにつきましては、予算が必要なものであれば予算のお願いもいたしますし、そういったものがかからないものであれば我々のほうで計画をして、年度途中であっても実施する必要があると認めた場合は行うことができるものと考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>次、ほかにございませんか。ありませんか。 (なしの声) なければ質疑なしと認め、歳入についての質疑に移ります。 歳入につきまして、何か質疑ございますでしょうか。 宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>先ほど歳出のところで運転管理業務委託料などの増減が毎年あるということの中で、それを補うといいますか、結局歳出の増加部分を分担金の増加で対応しているわけですが、今回、増加分が多いということで、市町の負担を抑えるということで財政調整基金を2,500万円繰り入れたというわけですが、2,500万円の根拠、財調1億8,000万円ほどありますから、もう少し負担を財調の繰入れを入れてもいいのかなと思います。 ただここは町の会計とは違いますから、税金のようなものが入ってくるというわけではありませので、財調を使えば、あとどうそれを補っていくのかという部分があるから、一遍に全部使うとか、そういうことはできないんだろうと思いますが、今回2,500万円をどういう根拠で繰り入れられたのか、ご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまのご質問につきまして、趣旨としたらご質問としていただいた中に全てあるのかなと思いますが、分担金、これの負担を少しでも軽減、平準化させていくために財政調整基金を活用していきたいと考えてはございますが、何分、今、私ども組合で管理しております財政調整基金1億8,000万円という残高でございます。ここに積立てをできる見込みとしておりますのが、条例の規定にございますようにその年度の決算の剰余金の2分の1以上という規定の中で今の財政調整基金の繰入れを行っているところでございます。 これまでの年度におきましては、方針といたしまして最終補正をさせていただいて、その上で決算の剰余金というのは1,000万円にも満たない額と、翌年度の繰越金とおおむね半分程度に分けるという</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ことで、数百万円の積立ては毎年望めますが、それ以外の別段の財政調整基金への繰入れというのはなかなか見込みがないということで増える見込みが少ないというところで、この1億8,000万円をおっしゃっていただいたように単年度で使い切ってあとはなしというのは我々も運営上好ましくないと考えてございますので、額につきましては2,500万円、これでありましたらおおむね10年は当然2億5,000万円になりますのでもちませんが、複数年単位ではもっていけるだろうということで、今回2,500万円という形で設定をさせていただいたものでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>宮嶋議員、どうぞ。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>先ほどの説明の中で、ここの歳出で大きな部分は先ほどありましたように衛生費でありますから、ここが先ほどあった5年の長期契約の中で毎年上下するようなことになれば、当然分担金もそれに応じて上下せざるを得ないわけで、そのあたりの平準化といいますか、そういうことというのはやはり難しい話なんではないでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 ただいまのお話、先ほどもありましたように、維持管理業務につきましては現行5年間の長期継続契約ということで結ばせていただいておりますので、その当初が令和3年度、瑕疵担保期間がいわゆる年の途中、8月という真ん中で切れるという年でございまして、この間はそういった金額のばらつきも当然ございました。これが一定、もし次も同じように5年間の長期継続契約をお願いするとなった場合は、またある程度5年間の形というのが見えてくると思います。 今回の5年間の長期継続契約の中で我々が考えましたのが、令和5年度の今年度の契約がほかの年度に比べて1億円以上低いと、いわゆる点検項目とのちょうど隙間に当たるということで、逆の意味かも分かりませんが、令和5年度については、その分は翌年度増えるのは見込んでおりましたので、令和5年度はうちの財政調整基金を繰り入れずに市町の分担金をお願いして、今年度は2,500万円ですけれども、財政調整基金を繰り入れて少しでもその差額を埋めるというような形で予算編成を今は行ってきたところでございますので、次の5年間も契約をいたしますと額というのはきちり見えますので、それに応じた予算編成、財政調整基金の運用、これはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。 以上でございます。</p>

森田議長	ほか、質問ございませんか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>3点お伺いします。</p> <p>1つは、先ほど説明はあったんですけども、附属資料の7ページにある財産収入の関係なんですけど、この変更は幾つか説明があったので半分ぐらい謎は解けましたが、この米印にある無利息普通預金というのは、これは簡単に言えば決済口座ですよ、いわゆる。通常でいう、会社でいう当座預金に当たるようなものだと思うんですけども、それは無利息なんだけれども、それを定期に変えるという話が今回あるわけですよ。</p> <p>決済預金を定期にするということは、いわゆる拘束性預金ですから自由なとか、引き出す場合に要するに難しくなる、簡単に言えばというものですよね。決済との関係で支障がないかどうかというのが1点であります。</p> <p>2点目は、今も宮嶋議員からありましたが、財政調整基金からの繰入れの基本的な考え方なんです。平準化するというのは分かるんですけども、だとしたら、さっき局長が2回目に答弁されたみたいに、契約の金額が低いときには繰り入れないもしくは入れるとしても額を減らす。逆に高くなるような年度については繰入額を増やすというのは分かるんですけども、一方で、残高が1.8億円しかないとおっしゃっているんだから、これは上限、限度があるわけですよ。この思想性とか、どんな、要するに単年度じゃなしにさっきあったように維持管理だとか点検が5年契約だったら5年契約という中長期の見通しに立って、じゃ、この財調をどういう繰入れ方をするのかという考え方の基本について確認をしておきたいと思います。</p> <p>3点目は、これは実務的な質問で申し訳ないけれども、附属資料の6ページの要するに市町の負担算出表を見せてもらうと、令和5年度と令和6年度の木津川市、精華町の処理希望量、トンで表していますけれども、この数字は全く変わらないんですよ。基本的な質問で申し訳ないんですけども、何で変わらないのかということなんです。</p> <p>今のトレンドとか、傾向としては、精華町の人口は微減、木津川市の人口は増ですよ。だから当然2つの市町から出る量は違うのにフェニックスの事業負担だけは同じ希望量で、比率も同じ比率で計算されているわけですね。</p> <p>しかももう一個関連質問になりますけれども、同じ量の希望なのに令和5年度に比べて若干だけれども、額が減っていますよね。となると普通に考えたらこれはフェニックス負担金の単価が落ちたというふうに考えたらいいのかも含めて、この2つの謎についてお伺いしたいと思います。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。

松井事務局長

事務局長でございます。

まず1点目は、無利息の定期預金の関係でございます。

こちらにつきましては、すみません、ちょっと趣旨がもしかしたら違うのかもしれませんが、無利息の普通預金、いわゆる普通預金口座でお預けしていたものにつきまして、令和5年度中に既にいわゆる京都中信の定期のほうに積み替えをいたしまして、令和6年度にある予算の案にある額で今整理をさせていただいたところでございます。

ですので、通常、その基金につきましては一定定期ですので、途中解約しなければこの部分の利率でいきますし、どうしても必要な場合がある場合には解約という手続をしないといけないという管理の形に変わっているというところでございます。

それからもう一つは、財政調整基金のいわゆる積立ての関係でございますが、これにつきましては今の私どもの持っている基金条例の考えに基づいて決算剰余金の2分の1以上を積み立てるというところで、毎年、その剰余金の状況を見ながら積立てのほうを行っていきたいと考えてございまして、その他、特段別でここに繰入れ用の財源を求めようということは、今は考えてございません。

基金につきましては、財調は1億8,000万円という額で積み上げもあまり多額は見込めないという状況でございますが、もう一つ別で維持管理基金という基金を持ってございまして、こちらのほうは毎年度、手数料の一部と、それから売電料の全額、これを積み上げておりまして、大体4,000万円近い額を積み上げさせていただいております。

今思っておりますのは、今はまだ施設のほう大規模の修繕は必要ございませんので、次の大規模修繕、これを見越してそのとき恐らく多額の費用が必要になってきますので、そのときのための財源ということで今は一定考えておりますが、もしも年度年度におけるこの財政調整基金の繰入れだけでは不足に市町の分担金の調整が必要という場合につきましては、施設の維持管理に係るものという目的で積み上げておる維持管理基金でございますので、そちらのほうの運用というのも一つ視野に入れなければならないこともあろうかというふうには考えてございます。

もう一つ、フェニックスの関係につきましては、この受入れ希望量につきましては、フェニックスの長期計画の中でうちも申込みをしておりますが、今2期計画がまだ途中でございまして、2期計画で申し込んだ数量につきましては年単位で変えることはしないと。いわゆるその期間中、最終年度まではずっと同じ形でいって最後精算するという内容でございますので、処理希望量については、その2期の間につきましては、特別な変更の事情がない限りは変わらないというものでございます。

それと額が変動になっておりますのは、これは建設事業の負担金ですので、フェニックスのほうで毎年計画されているいろいろな護岸工事でありますとか、埋立て工事でありますとか、そういった内容に基づいて毎年フェニックスのほうで積算された額、こちらの請求を受け

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>まして支払いをするということで、その額が変わったということでございます。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>いいですか。 ほかに何か質疑ございませんか。 松田議員、どうぞ。</p>
<p>松田議員</p>	<p>基本的なことでお伺いしたいと思います。 先ほども若干ございましたが、ご承知のように不祥事が発生した事例は、私も薄々こういうことがあったということは承知をしておりますが、それを受けて今時点でそういう不祥事等が起こらないためのどういった改善がされてきたのかということと、とりわけこの現場の中では持ち込まれる方もいらっしゃるわけですから、現金管理もされていると思うんですが、それに関わってどういう管理状況で実施なさっているのかということをお伺いしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 職員の不祥事につきましては、すみません、私の今ここの直近の記憶というところでございますが、金銭に係るものが1件、それから職員の公務外の非行に係るものが1件というものはございました。特に予算に係るものとしたら、今の質問にもある部分については金銭の関係かと思われまます。 現金管理につきましては、今、私ども個人の持込みあるいは事業者の持込み、そういった場合は、計量棟のほうで当然その日の現金でのやり取りというのをさせていただいております。その現金につきましては、日中は今、計量棟という下の計量をするあの棟、あの棟の中で私どもの組合職員が複数名ついて、手提げ金庫で管理をしてそれぞれの窓口で現金のやり取りというのをさせていただいております。 毎日、日々ですが、ごみの受入れが終了いたしましてから夕方5時前になるんですけども、夕方に下で毎日その日の現金の出納を閉めて管理をして、その手提げ金庫ごと私ども総務課の事務室には据置型の金庫がございまして、そちらへ持って上がってきて、毎日、当初5万円という金額を預け入れするんですけども、預けている金額と当日の出納金、これを分けたものを夕方に総務課へ持ってきて総務課職員がチェックをして、その現金については全て総務課に据置きをしている金庫の中で管理をしております。翌日の朝8時半から業務開始になるんですけども、その前に下の計量棟の職員が総務課へ取りに来て、我々総務課職員が据置型金庫を開けて手提げ金庫を出して職員に手渡すとい</p>

松井事務局長 つづき	う形で、現金については据置型の金庫で管理をしていて、日中は職員がそのまま管理をするという体制で行っているところでございます。以上でございます。
森田議長	松田議員、どうぞ。
松田議員	<p>今ご説明いただいたので流れ的には理解をいたしました。</p> <p>しかしながら、おっしゃっていただいた中で、仕事で動いている間は現場で管理をされて、その後、5時以降ですか、5時頃になったら総務のほうで管理をして、翌朝また現場にお戻しになるという話でしたが、それで本当に現金管理が十分なのかなというのは若干疑問に思うこともありますが、今回のこれに直接関わっていることでもございませんので、そのことはまた別途お話しさせていただきたいと思っておりますので、この件に関しては、流れは承知いたしました。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	<p>申し訳ございません、追加でご答弁させていただきます。</p> <p>あと一点、例えば今ご心配、もしかしたらなされているのが、その金銭が途中でいわゆる抜き取りというか、そういったことが行われていないのかというようなこともご心配があるかもしれませんが、今の私どもの施設の計量システムにつきましては、下のほうのはかりに乗っていただいたときに測る量、それをシステム上、計量棟と、それから総務課のほうへつながるパソコンとネットワークの2本に同じデータが流れるようになっております。</p> <p>例えば間違っていたから修正をするとか、削除するとかという作業はこちらの総務課のパソコンでしか行えないということになっておりますので、例えば現場のほうで伝票の一つを万が一抜き取るとかというようなことがありましたら、我々総務課で持っている日々のデータの数値と下から報告が上がってくる数字が当然変わってまいりますので、その場合は落ちたりしていないのかとかあるいは何かなかったのかという確認は毎日できるようにしておりますので、そういった途中で抜き取りの作業とか、そういったことは防止できるというような体制にさせていただいております。</p> <p>追加のご答弁とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	ほかに何か質疑ございますか。

<p>森田議長 つづき</p>	<p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第3号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。 提案者に提案の説明を求めます。 佐々木雅彦議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>提案説明をさせていただきます。 発議第1号。 令和6年2月14日。 提出者は、組合議員の佐々木雅彦、賛成者は、同、松田孝枝、同、大角久典、同、谷口英子、同、谷川光男、同、宮嶋良造であります。 木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正については、根拠はそこに書いてあるとおりです。 理由としては、地方自治法第100条第13項に基づき、議員派遣をする際の手続等について規定をします。 通常はほぼ100%の議会にある議員派遣の条項が何らかの理由で削除されていまして、今回それを復活させるものであります。内容は裏面にあるとおりです。 附則としては、この規則は公布の日から施行するというものであります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>質疑ございますか。 山本議員、どうぞ。</p>
<p>山本議員</p>	<p>確認なのですが、議会運営委員会でこの一部改正の内容について提案がありました。その中で反対があるということで議会運営委員会からは発議しないという流れになっております。 そこで、議会運営委員会で提案された改正内容、これと今提案された改正内容、これは同じかどうか、私確認する限り同じだとは思いますが、同じかどうか、その確認をしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>議会運営委員会の確認のとおりであります。</p>
<p>森田議長</p>	<p>山本議員。</p>
<p>山本議員</p>	<p>そしたら議会運営委員会で最初提案された内容と今発議された第1号、これは一緒という確認ができました。分かりました。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認めます。 討論を行います。 討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>ありがとうございます。 起立多数であります。 したがって、発議第1号「木津川市精華町環境施設組合議会会議規則の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定い</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>たしました。 ここで暫時休憩を行います。 (12:14)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》 (12:19)</p> <p>ただいま12時19分、再開をいたします。 次に、日程第8「議員派遣の件」を議題といたします。 お諮りします。 お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本件はお手元に配付いたしましたとおり、議員派遣することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第9「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。 議会運営委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申請書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。 お諮りします。 本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本件は委員長からの申請のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和6年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 以上、お疲れさまでした。 (12:21)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p>

	<p>議 長 _____</p> <p>署名議員 _____</p> <p>署名議員 _____</p>
--	--